改正後

目次

第一章　（略）
第二章　海上保安庁の行う航路標識の管理（第一条の二―第一条の五）
第三章　航路標識協力団体（第一条の六）
第四章　海上保安庁以外の者の行う航路標識の設置及び管理
　第一節～第三節　（略）
第五章　雑則（第二十八条―第二十九条）
附則

（航路標識）

第一条　（略）

一～十五　（略）

十六　ＡＩＳ信号所（ＡＩＳ信号（船舶自動識別装置により送信される船舶の航行の安全に関する情報をいう。第四条及び第二十八条の四において同じ。）の提供を行う電波標識をいう。以下同じ。）

十七・十八　（略）

第二章　海上保安庁の行う航路標識の管理

（管理航路標識に関する工事等の承認申請）

第一条の二　法第四条第一項の承認を受けようとする者は、第一号様式による申請書を海上保安庁長官に提出しなければならない。

（申請書の記載事項）

第一条の三　法第四条第二項第四号の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　管理航路標識の名称

二　管理航路標識に関する工事又は管理航路標識の維持の目的

三　管理航路標識に関する工事又は管理航路標識の維持の期間

四　その他参考となるべき事項

（承認申請事項の指定）

第一条の四　海上保安庁長官は、法第四条第一項の承認の申請について特に必要があると認めるときは、同条第二項及び前条に規定する事項以外の事項を指定して申請させることができる。

（航路標識としての機能に支障が生じないようにするために必要な基準）

第一条の五　法第五条第二号の国土交通省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　当該管理航路標識の位置、構造又は設備を変更するものでないこと（海上保安庁長官が航路標識としての機能に支障が生じないと認める場合を除く。）。

二　当該管理航路標識又はその附属施設を損傷するおそれがあるものでないこと。

三　当該管理航路標識の機能の障害となるおそれのある管理航路標識に関する工事又は管理航路標識の維持をするときは、その障害を防ぐため必要な措置をするものであること。

第三章　航路標識協力団体

（航路標識協力団体として指定することができる法人に準ずる団体）

第一条の六　法第七条第一項の国土交通省令で定める団体は、法人でない団体であって、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとする。

改正前

目次

第一章　（略）
第二章　海上保安庁以外の者の行う航路標識の設置及び管理
　第一節～第三節　（略）
第三章　雑則（第二十八条・第二十九条）
附則

（航路標識）

第一条　（略）

一～十五　（略）

十六　ＡＩＳ信号所（ＡＩＳ信号（船舶自動識別装置により送信される船舶の航行の安全に関する情報をいう。第四条及び第二十八条の三において同じ。）の提供を行う電波標識をいう。以下同じ。）

十七・十八　（略）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）